別　紙

平成28年度竣工の上下水道工事における産業廃棄物管理票

（マニフェスト伝票）偽造の疑いに係る調査等の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月 | 概　　要 |
| 平成30年４月中旬～ | 水道局及び建設局発注工事において、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の偽造の疑いがある旨、発注局に情報提供あり。 |
| 平成30年６月中旬 | 両局で任意の調査の結果偽造の疑いのあることが判明。 |
| 平成30年７月４日 | 「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査の着手について」の報道発表。  〇マニフェスト偽造の疑いで廃棄物処理法に基づく調査着手 |
| 平成30年７月上旬 | 環境局で平成28年度の上下水道工事の産廃処理に関わる全件のマニフェスト伝票の調査を開始。 |
| 平成30年９月11日 | 「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査状況報告について」の報道発表。  〇適正に産廃処分が行われていれば処分業者に保管されているべきマニフェスト伝票C1票の約半数が存在しないことを確認。  ・水道局工事136件  マニフェスト伝票約30,000伝票のうち約14,000伝票不存在  ・建設局（下水道）工事85件  　マニフェスト伝票約17,000伝票のうち約9,000伝票不存在  〇両局の工事に携わった排出事業者（元請工事業者）、収集運搬業者（下請工事業者等）のうち、排出事業者162社、収集運搬業者69社において不存在が認められたため、これらの業者を調査対象とした。 |
| 平成30年９月以降 | 当該工事に関わった収集運搬業者69社中、C１票不存在枚数が多い15社に対して、大阪府と連携して、廃棄物処理法違反の有無について先行して調査を開始。 |
| 平成30年12月～ | 残りの収集運搬業者54社に対して、調査を開始。また、当該工事に関わった排出事業者162社に対しても、調査を開始。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年11月20日 | 「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに係る調査結果について【中間報告】」の報道発表。  〇収集運搬業者69社のうち、偽造を認めた業者は26社  ・主な偽造の理由…設計上の産業廃棄物排出量と実際の処理量にかい離が生じ、マニフェスト伝票を設計に合わせようとしたため等 |
| 令和２年３月18日 | 排出事業者（元請工事業者）及び収集運搬業者に対して、廃棄物処理法に基づく「勧告書」、又は「指導文書」を発出。 |